

令和5年度税制改正について

目 次

一 令和5年度税制改正の経緯…………… 3	二 令和5年度税制改正の概要…………… 3
-----------------------	-----------------------

一 令和5年度税制改正の経緯

令和5年度税制改正については、令和4年12月16日に「令和5年度与党税制改正大綱」が決定され、これを踏まえ、同年12月23日に「令和5年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。

その後、この大綱に基づいて作成された「所得税法等の一部を改正する法律案」が本年2月3日に国会に提出され、3月28日に成立、同月31日に公布されました。

本稿においては、「所得税法等の一部を改正する法律」の概要を中心に説明します。

1 令和5年度税制改正の基本的考え方

大胆な金融政策、機動的な財政政策等により「もはやデフレではない」という状況を創り出してきた一方、四半世紀に及ぶデフレ構造の下、平均賃金やGDPの伸びは主要先進国を大きく下回ってきました。足元では、新型コロナウイルス感染症への対応が引き続き必要なことに加え、少子

化の加速、安全保障環境の変化、原材料価格高騰や円安の影響による物価高など、日本経済・財政を取り巻く環境は厳しい状況です。

こうした諸課題や個人金融資産等の日本のポテンシャルを踏まえ、令和5年度税制改正においては、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISA制度の抜本的拡充・恒久化を行うとともに、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置を講じました。また、より公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入、グローバル・ミニマム課税の導入及び資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築を行いました。

これらの改正により、平年度では10億円の減収、令和5年度においては90億円の減収となることが見込まれます（次ページ（参考）参照）。

二 令和5年度税制改正の概要

1 成長と分配の好循環の実現

(1) NISA制度の抜本的拡充・恒久化

「資産所得倍増」「貯蓄から投資へ」の観点から、NISA制度を以下のように抜本的に拡充した上で恒久化しました。

- ・ 非課税保有期間を無期限化するとともに、口座開設可能期間について期限を設けず、

NISA制度を恒久的な措置とする。

- ・ 一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資の枠（「つみたて投資枠」）の年間投資上限額については、40万円から120万円に拡充する。
- ・ 上場株式への投資が可能な現行の一般NISAの役割を引き継ぐ「成長投資枠」を設けることとし、「成長投資枠」の年間投資上

(参考) 令和5年度の税制改正(内国税関係)による増減収見込額

(単位: 億円)

改正事項	平年度	初年度
1. 個人所得課税 NISAの抜本的拡充・恒久化	▲ 150	0
2. 資産課税 資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築	70	—
3. 法人課税		
(1) オープンイノベーション促進税制の拡充	▲ 30	▲ 30
(2) 研究開発税制の見直し	▲ 130	▲ 90
(3) その他の租税特別措置の見直し	50	30
法人課税 計	▲ 110	▲ 90
4. 消費課税		
(1) 承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例措置の創設等	▲ 10	—
(2) 航空機燃料税の税率の見直し	190	—
消費課税 計	180	—
合 計	▲ 10	▲ 90

(注1) 上記の計数は、10億円未満を四捨五入している。

(注2) 原子力発電施設解体準備金制度の廃止による増収見込額は130億円(1年当たり)であるが、この準備金制度の廃止と併せて創設される、使用済燃料再処理・廃炉推進機構(仮称)への廃炉拠出金(仮称)については、法人税法上、損金算入されることとなる。

(注3) 令和5年度税制改正における自動車重量税のエコカー減税の見直しによる増収見込額は平年度350億円、初年度20億円(特別会計分を含む)。他方、令和3年度から5年度にかけて追加的に発生したエコカー減税制度による減収見込額は▲110億円程度(特別会計分を含む)。

(注4) タイレクト納付の利便性の向上によって、令和5年度に帰属する予定であった法人税額の一部(20億円)及び消費税額の一部(30億円)が、納付時期のずれにより、令和6年度に帰属することとなる。

限額については、120万円から240万円に拡充するとともに、「つみたて投資枠」との併用を可能とする。

- ・ 一生涯にわたる非課税限度額を新たに設定した上で、1,800万円とし、「成長投資枠」については、その内数として1,200万円とする。

(2) スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設

スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化する観点から、保有株式の譲渡益を元手に、創業者が創業した場合やエンジェル投資家がプレシード・シード期のスタートアップへの再投資を行った場合に、再投資分につき20億円を上

限として株式譲渡益に課税しない制度を創設しました。

(3) オープンイノベーション促進税制の見直し

スタートアップ企業の出口が現在はIPOに偏重していることから、既存企業によるM&Aを後押しする必要があります。スタートアップ企業の成長に真に資するM&Aを後押しする観点から、既存株式を取得した場合にもオープンイノベーション促進税制の適用を可能とし、M&Aから5年以内に「成長要件」を満たした場合は減税メリットがその後も継続する仕組みとしました。

(4) 研究開発税制の見直し

研究開発費の増加インセンティブを更に強化するため、「一般型」について、試験研究費の増減率に応じた税額控除率のカーブを見直すとともに、税額控除上限（法人税額の25%）に到達した企業に対してもインセンティブが機能するように、試験研究費の増減に応じて税額控除上限も変動させる制度を新たに導入しました。また、ビッグデータやAI等を活用したサービス開発に係る試験研究費について、新たなサービス開発を促すため、既存のビッグデータを活用する場合も税制の対象としました。

さらに、「オープンイノベーション型」について、幅広いスタートアップ企業との共同研究・委託研究を促すため、研究開発型スタートアップ企業の範囲を大幅に拡大しました。

(5) 企業による先導的人材投資の促進

大学や高等専門学校等を設置する学校法人の設立費用として企業が支出する寄附金について、早期から寄附金の募集を可能とし、スピード感を持って学校経営を進めるための一助とするため、個別の審査を受けなくても全額損金算入が可能となる枠組みを設けました。

また、高度な研究人材への投資を促し、国際競争に資するハイレベルでオープンなイノベーションを促進する観点から、博士号取得者や一定の経験を有する研究人材を外部から雇用することに対し、研究開発税制における優遇措置を創設することとしました。

2 経済のグローバル化・デジタル化・グリーン化への対応

(1) 新たな国際課税ルールへの対応

2021年10月にOECD/G20「BEPS包摂的枠組み」において、経済のデジタル化に伴う課税上の課題への解決策に関する、市場国への新たな課税権の配分（「第1の柱」）とグローバル・ミニマム課税（「第2の柱」）の2つの柱からなる国際的な合意がまとめられました。

「第2の柱」については、制度の詳細に係る国際的な議論の進展や、諸外国における実施に向けた動向等を踏まえ、対象企業の事務手続きの簡素化に資する措置を含め、所得合算ルール（IIR: Income Inclusion Rule）に係る法制化を行いました。なお、軽減課税所得ルール（UTPR: Under-Taxed Profits Rule）と国内ミニマム課税（QDMTT: Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）は、OECDにおいてこれから実施細目が議論される見込みであり、令和6年度改正以降の法制化を検討することとしています。

(2) エコカー減税の見直し

新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として現行制度を本年末まで据え置きました。据置期間後は、2035年までに乗用車の新車販売に占める電動車（注）の割合を100%とすることを目指す政府目標と整合的な形に見直す観点から、制度の対象となる2030年度燃費基準の達成度の下限を3年間で段階的に80%まで引き上げます。（注）電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

3 経済社会の構造変化も踏まえたより公平で中立的な税制への見直し

(1) 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

NISA制度の抜本的拡充・恒久化やスタートアップ・エコシステムの抜本的強化とあわせて、税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置を導入し、令和7年分以降の所得税から適用することとしました。

具体的には、株式の譲渡所得のみならず、土地・建物の譲渡所得や給与・事業所得、その他の各種所得を合算した所得金額（基準所得金額）から特別控除額（3.3億円）を控除した金額に、22.5%の税率を乗じた金額が納めるべき所得税の金額を超過した場合に、その超過した差額を追加的に申告納税することとしました。

基準所得金額の計算上、スタートアップに再投資する場合の優遇税制の適用を受けた株式譲渡益やNISA制度の非課税所得は対象から除外することとし、また、政策的な観点から設けられている特別控除を控除した後の所得金額とすることとしています。

(2) 資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築

① 相続時精算課税制度の使い勝手向上

相続時精算課税制度は、その選択後は生前贈与か相続かによって税負担が変わらず資産移転の時期に中立的な仕組みとなっており、暦年課税との選択制は維持しつつ、同制度の使い勝手を向上させるため、申告等に係る事務負担を軽減する等の観点から、相続時精算課税においても暦年課税と同水準の基礎控除(110万円)を創設しました。

② 暦年課税における相続前贈与の加算

現行、相続開始前3年以内に受けた贈与は相続財産に加算することとなっていますが、暦年課税においても、資産移転の時期に対する中立性を高めていく観点から、相続財産に加算する期間を7年に延長しました。その際、過去に受けた贈与の記録・管理に係る事務負担を軽減する観点から、延長した期間(4年間)に受けた贈与のうち一定額(100万円)については、相続財産に加算しないこととしました。

4 円滑・適正な納税のための環境整備等

(1) 適格請求書等保存方式の円滑な実施について

消費税の複数税率制度の下において適正な課税を確保する観点から、本年10月に施行される消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)については、引き続き、円滑な制度移行に向けて、事業者に対する支援を一層きめ細やかに行っていく必要があります。このため、制度の周知・広報の徹底や予算面での支援に加え、新たな税制上の措置として、これまで免税事業

者であった者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を売上税額の2割に軽減する3年間の負担軽減措置を講ずることにより、納税額の激変緩和を図ることとしました。

また、インボイス制度の定着までの実務に配慮し、一定規模以下の事業者の行う1万円未満の取引について、インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除を可能とする6年間の事務負担軽減策を講じました。

さらに、振込手数料相当額を値引きとして処理する場合等の事務負担を軽減する観点から、少額の返還インボイスについて交付義務を免除しました。

(2) 電子帳簿等保存制度の見直し

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度については、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存をすることができなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置を講ずるとともに、他者から受領した電子データとの同一性が確保された電磁的記録の保存を推進する観点から、検索機能の確保の要件について緩和措置を講じました。

また、信頼性の高い電子帳簿への更なる移行を目指す観点から、過少申告加算税の軽減措置の対象となる優良な電子帳簿について、その範囲を合理化・明確化することにより、一層の普及・一般化を図ることとしました。

(3) 課税・徴収関係の整備・適正化

仮装・隠蔽の積極的な行為を伴わないため重加算税の対象とはならないものの、税に対する公平感を大きく損なうような事例が生じている中、申告義務を認識していなかったと言い難い高額な無申告に対し、無申告加算税の割合を引き上げました。また、連年にわたって繰り返し無申告加算税等を課される者が行う更なる無申告に課される無申告加算税等を加重する措置を講じました。